

# 大谷地域における夜間景観魅力創出事業業務 委託事業者募集要領

## 1 業務の名称

大谷地域における夜間景観魅力創出事業業務

## 2 業務の概要

大谷地域が有する特異な景観や歴史・文化的資源ならではの雰囲気を活かし、新たな夜の魅力となるイルミネーション等の演出・イベントを実施することにより、市民や来訪者の来訪機会を創出することを目的とするもの

併せて、夜間において閑散としている大谷地域に人の流れと滞留を生み出し、継続的かつ恒常的な賑わいの創出につなげることを目指すもの

## 3 プロポーザルの内容

### (1) 件名

大谷地域における夜間景観魅力創出事業業務

### (2) 業務内容

「大谷地域における夜間景観賑わい創出事業業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）を参照

### (3) 選定方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を前提とした、公募型プロポーザル方式により、本件に係るプロポーザル審査委員会を設置し、随意契約の候補者を選定する。

### (4) 公募方法

宇都宮市ホームページ (<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/>) に募集要領等を掲載し、提案を公募する。

### (5) 業務場所

大谷地域

### (6) 業務の期間

本業務の期間は、契約締結日から令和9年3月31日（水曜日）までとする。

#### 4 予算上限額

14,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ この金額は予定価格を示すものではなく提案内容の規模を示すため、参考として業務履行に要する経費として示すものである。

※ 消費税は10%で算出すること。

※ この金額を超えて提案書が提出された場合は『失格』とし、提案内容に対して評価は行わない。

#### 5 参加資格

この企画提案に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと
- (2) 宇都宮市の令和7～令和10年度入札参加有資格者名簿（物品製造・販売・委託業務・その他）のうち、「催事関係業務」、「その他の業務」のいずれかに登録されている者、または、令和8年6月1日までに名簿への登録が完了する見込みの者
- (3) 宇都宮市入札参加指名停止基準に基づく入札参加停止又は入札参加保留期間中でないこと
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、手続開始の決定後、宇都宮市長が別に定める入札資格の再認定を受けた者を除く。
- (5) 本業務の監督員及び業務主任担当者に相当する者がプレゼンテーションに参加できること。

#### 6 スケジュール

| 内容             | 日時                       | 提出様式       |
|----------------|--------------------------|------------|
| 公募の開始          | 令和8年4月8日（水曜日）            |            |
| 参加申込書及び質問書の受付  | 令和8年4月15日（水曜日）午後3時まで（必着） | 様式1<br>様式2 |
| 質問への回答         | 令和8年4月20日（月曜日）予定         |            |
| 辞退届の提出期限       | 令和8年4月22日（水曜日）午後5時まで（必着） | 任意様式       |
| 提案関係書類の提出期限    | 令和8年5月8日（金曜日）午後5時まで（必着）  | 任意様式       |
| 提案に係るプレゼンテーション | 令和8年5月15日（金曜日）予定         |            |
| 審査結果の通知、契約締結等  | 令和8年6月3日（水曜日）以降          |            |

※ このスケジュールは変更する場合がある。

※ 宇都宮市役所の閉庁日を除く。

#### 7 参加申請

本件プロポーザルへの参加を希望する者は、令和8年4月15日（水曜日）午後3時まで（必着）に参加申込書（**様式1**）を事務局に持参、電子メールまたは郵送（提出期限必着）で提出する。これ以外の方法による提出は認めない。

## 8 質問書

参加申込書（様式 1）を提出した者は、企画提案書作成のため、下記のとおり、質問を行うことができるものとする。

### (1) 質問書について

企画提案に係る質問事項については、令和 8 年 4 月 15 日（水曜日）午後 3 時まで（必着）に質問書（様式 2）を用いて電子メールで事務局に提出する。

### (2) 回答について

質問の回答については、参加申込書を提出した者全てに回答する。

回答は電子メールより行うものとし、令和 8 年 4 月 20 日（月曜日）を予定する。

なお、質問の回答については、本要領及び仕様書に対する追加又は修正とみなす。

### (3) 辞退について

参加申込書を提出した者は、質問の回答を踏まえ、本件プロポーザルを辞退することができるものとする。

提案の辞退を希望する場合は、令和 8 年 4 月 22 日（水曜日）午後 5 時まで（必着）に辞退届（様式は任意）を書面により提出すること

なお、辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益は生じない。

## 9 提案関係書類の提出

令和 8 年 5 月 8 日（金曜日）午後 5 時まで（必着）に、下記の提案書類を事務局に持参または郵送（提出期限必着）で提出する。これ以外の方法による提出は認めない。

### 【提出書類】

| No | 提出書類             | 様式 | 部数  | 備考                                                                                                                                                        |
|----|------------------|----|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 企画提案書<br>(紙媒体)   | 任意 | 10部 | 仕様書で示した業務内容について、取組の進め方等を具体的に記載する。<br>【記載項目】<br>1 事業の目的・趣旨<br>2 事業実施方針（コンセプト）<br>3 具体的な事業内容<br>4 実施スケジュール<br>5 業務実施体制（内容は様式 3 参照）<br>6 業務担当者経歴<br>7 類似事業実績 |
| 2  | 企画提案書<br>(電子データ) | 同上 | 1部  | Microsoft Office Word, PowerPoint 形式または PDF 形式で作成した電子データを CD-R 又は DVD-R に格納し、提出する                                                                         |
| 3  | 見積書              | 任意 | 2部  | ・ 本業務に係る経費を明示する。                                                                                                                                          |
| 4  | 会社概要             | 任意 | 2部  | ・ 会社概要を記した資料とする。<br>(既存のパンフレット等も可)                                                                                                                        |

### (1) 留意事項

- ・ 企画提案書を提出した後の追加・修正は不可とする。
- ・ 予算上限額を超えた提案の場合は失格とし、提案内容の評価は行わない。
- ・ 企画提案に係る費用は参加者の負担とし、提出された企画提案書等は返却しない。

## (2) 提案内容の評価項目

提案書の評価については、主に次の基準により総合的に行う。

- ① 本事業の実施体制・業務実績
- ② 実施方針
- ③ 特記仕様
  - ・ 提案を求める事項（①ライトアップの演出②機材の設置方法③イベントの企画内容④情報発信・広報）
- ④ プレゼンテーション
- ⑤ 見積価格
- ⑥ 地域経済貢献度

※ 下線部は重点項目とする。

## 10 プレゼンテーションの実施

- (1) 日 時 令和8年5月15日（金曜日）において本市が指定する時間（別途連絡）
- (2) 場 所 本市が指定する場所（別途連絡）
- (3) 説明時間等 説明15分程度、その後、質疑応答
- (4) 説明資料等 Microsoft Office Word, PowerPoint または PDF 形式で作成された提案書の電子データをスクリーンに投影してプレゼンテーションを行うことから、提案者は、提案書の電子データを格納したプレゼンテーションに使用するPCを用意すること。なお、プロジェクターとスクリーンは本市が用意する。

## 11 失格事項

以下の事項に該当した場合は、失格とし、審査を行わないものとする。

- ① 予算上限額を超えた参考見積書を提出した者
- ② 提出書類に虚偽の記載をした者
- ③ 提出期限までに所定の書類を提出しなかった者
- ④ 提案プレゼンテーションに参加しない者
- ⑤ 審査結果の発表までに本要領に定める参加資格に該当しなくなった者
- ⑥ その他「募集要領」の諸条件に違反した者

## 12 審査方法等

- ・ 審査は、企画提案書及び提案物、プレゼンテーションによる審査を行い、1者を選定する。
- ・ 特に提案物については、仕様書に定めるそれぞれの提案に求めることを鑑み、そのデザインや目的に応じた規格・発信力、内容の分かりやすさ等を総合的に判断する。
- ・ 審査結果については、令和8年6月3日（水曜日）以降に、書面により通知する。
- ・ 選定されなかった者は、その理由について説明を求めることができる。  
なお、説明を求める場合は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（ただし、本市の閉庁日を含まない。）以内の各日午前9時から午後5時までに審査結果の通知を持参のうえ、書面で申請するものとする。これに対する回答は、後日、文書により行う。
- ・ 審査結果の異議申し立ては受け付けない。

### 13 契約

- ・ 本市は、提出された「提案関係書類」及び提案のプレゼンテーションに基づき審査を行い、最優先順位の者と随意契約により契約を締結する予定である。
- ・ 契約手続き及び契約書は、「宇都宮市契約規則」の定めるところによる。
- ・ 本市は、契約締結後においても、契約者に本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

### 14 事務局

〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市 魅力創造部 観光MICE推進課 大谷振興室（宇都宮市役所12階）

（電話） 028-632-2455

（Mail） u40001805@city.utsunomiya.tochigi.jp